

章	項目	第4期計画	第5期計画（案）
第1章 計画の策定にあたって	1 計画策定の趣旨	<p>・計画策定の背景と趣旨                      少子高齢化の進展や人口減少社会の到来、家族や地域社会における人と人とのつながりの希薄化など、私たちを取り巻く環境は大きく変わりつつあり、地域における多様化・複雑化する課題への対応が難しくなっています。                      福祉や医療などの各分野に関する法令・制度の施行・改正が行われ、個別計画による施策の推進や支援体制の整備などが進む中、地域が担う役割への期待は、ますます高まってきています。また、居住や都市機能を誘導する区域を設定し、生活サービスやコミュニティの持続的な確保、医療や福祉、商業等のサービスの効率的な提供を図る施策が進んでいます。                      このような中、市民一人ひとりが、その人らしく地域で幸せに生活を送ることができるよう、地域住民や事業者、各種団体、行政などが、「自助」・「共助」・「公助」の役割分担と連携により包括的な支援の体制を構築し、誰もが支え、支えられる共生型の地域社会を実現することが求められています。                      第4期鹿児島市地域福祉計画は、これまでの地域福祉計画の推進における取組を踏まえながら、地域の様々な主体が連携して、互いに支えあい、助けあう仕組みをさらに充実させ、地域における課題の把握と解決に取り組むための計画として策定しました。</p> <p>・計画推進の経緯                      市民が地域で互いに支えあう仕組みを整えるとともに、生涯にわたって住み慣れた地域で健やかに暮らし続けられるまちづくりを進めるための指針として、平成16年度から平成20年度までを期間とする鹿児島市地域福祉計画を策定し、その後、平成19年度から平成23年度までの第2期計画、第五次鹿児島市総合計画を踏まえた平成24年度から平成28年度までの第3期計画を策定しました。                      この間、計画に関連する各施策の推進とともに、地域福祉支援員等の支援や地域福祉ネットワークの活動拠点となる地域福祉館の整備などが進んできたことにより、校区社会福祉協議会などを中心とする小地域ネットワークにおいて団体・組織が連携し、イベントの開催や高齢者の見守り活動、ふれあい会食、子育てサロンなどの実施による支援の取組が増えるなど、福祉活動の活性化が図られてきました。</p>	<p>【盛り込む事項】</p> <p>①計画推進の経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1期計画（平成16年度～平成20年度）</li> <li>・第2期計画（平成19年度～平成23年度）※平成16年度の市町村合併により、第1期の期間中に見直し</li> <li>・第3期計画（平成24年度～平成28年度）</li> <li>・第4期計画（平成29年度～令和2年度）</li> </ul> <p>②社会情勢の変化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人口減少や少子高齢化の進行</li> <li>・人と人とのつながりの希薄化</li> <li>・住民が抱える課題の複雑・複合化</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響（新しい「生活様式」） など</li> </ul> <p>③国の動向</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進（社会福祉法の改正）</li> </ul>
	2 計画の位置づけ	<p>・計画の位置づけ                      この計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉の推進に関する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆地域における福祉サービスの適切な利用の推進</li> <li>◆地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達</li> <li>◆地域福祉に関する活動への住民の参加の促進</li> </ul> <p>の3つの事項を一体的に定めた計画で、上位計画である第五次鹿児島市総合計画に即して策定したものです。                      また、「高齢者保健福祉・介護保険事業計画」をはじめとする各分野の個別計画等と地域福祉の理念・目標を共有するとともに、地域住民やボランティア団体、NPO、民間団体などによる地域福祉活動及び市社会福祉協議会が策定している「地域福祉活動計画」と連携を図りながら、本計画で地域福祉を推進していきます。</p> <p>・計画の役割                      この計画は、第五次鹿児島市総合計画の中で目標とする「健やかに暮らせる 安全で安心なまち [すこやか安心政策]」の実現に向けて、地域福祉を総合的かつ計画的に推進するための指針です。住民や社会福祉事業者、関係団体、民間企業には、自主的で創造的な活動の広がりにつながるよう支援します。特に、市社会福祉協議会が策定している「地域福祉活動計画」とは、車の両輪として地域福祉を推進していきます。                      また、これまでの個別分野ごとに推進されてきた福祉施策だけでは解決しきれなくなった生活課題に対して、行政の施策と、家族や知人、近所、ボランティア等の力を一体化し、つなぎあわせることで、互いにより生かされる地域福祉の仕組みやつながりをさらに強いものにして、地域住民の課題全体が解決できるよう努めます。</p>	<p>【盛り込む事項】</p> <p>①社会福祉法第107条に基づく計画（平成30年4月改正）</p> <p>市町村は、地域福祉の推進に関する事項として、次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定するよう努めるものとする。（努力義務）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項（新）</li> <li>・地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項</li> <li>・地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項</li> <li>・地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項</li> <li>・包括的な支援体制の整備（新） ※任意</li> </ul> <p>②他計画との関連</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度策定予定の次期総合計画（最上位計画）に即した計画</li> <li>・本市の高齢、障害、児童、その他福祉の各分野の個別計画の上位計画として位置づけ、各分野を超えて、地域福祉活動を総合的に推進していく計画</li> <li>・令和3年度策定予定の第5次地域福祉活動計画（市社会福祉協議会）と連携した計画</li> <li>・成年後見制度利用促進基本計画及び再犯防止推進計画を盛り込んだ計画（国のガイドラインに基づくもの）</li> </ul>
3	計画期間	<p>この計画は、平成29年度から平成33年度までの5か年計画とします。                      また、状況の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。</p>	<p>令和4年度から令和8年度までの5か年計画</p>
4	計画の構成	<p>この計画は、住民が主体となり行政との協働により地域福祉を推進することについて、全市共通の指針を示した</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆「第1編 計画策定の趣旨」</li> <li>◆「第2編 計画の基本構想・施策の展開」</li> <li>◆「第3編 計画の推進体制」</li> </ul> <p>及び各地区での取組の方向性を示した</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆「第4編 地区福祉計画」により構成しています。</li> </ul>	<p>第1章 計画の策定にあたって                      第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題                      第3章 計画の基本的な考え方                      第4章 施策の展開                      第5章 成年後見制度利用促進基本計画（新）                      第6章 再犯防止推進計画（新）                      第7章 地区福祉計画                      第8章 計画の推進にあたって</p>

章	項目	第4期計画	第5期計画(案)
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題	1 国の動向	(なし)	<p>【盛り込む事項】</p> <p>① <u>社会福祉法の改正</u> (平成30年4月施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進</u></li> <li>・ <u>包括的な支援体制(複雑・複合化した課題への対応等)</u></li> </ul> <p>② <u>成年後見制度の利用の促進に関する法律</u> (平成28年5月施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>市町村計画の策定が努力義務化</u></li> <li>・ 国が成年後見制度利用促進基本計画を策定(平成29年3月)</li> </ul> <p>③ <u>再犯の防止等の推進に関する法律</u> (平成28年12月施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>市町村計画の策定が努力義務化</u></li> <li>・ 国が再犯防止推進計画を策定(平成29年12月)</li> <li>・ (県が再犯防止推進計画を策定(平成31年3月))</li> </ul>
	2 本市の現状		<p>【盛り込む事項】</p> <p>① <u>人口減少、少子高齢化の状況</u></p> <p>② <u>高齢、障害、子ども、生活困窮等に関する各種統計</u> など</p>
	3 これまでの取組と今後の課題	<p>本市では、地域福祉ネットワークの推進とともに、各地域の特性を踏まえた小地域ネットワークにおける福祉活動が行われています。</p> <p>子育てや介護などの支援に関する福祉ニーズの高まり、様々な分野の課題が絡みあって複雑化する状況などがあることから、相談支援や福祉サービスの適切な提供・利用が進むためには、これまで以上に支えあい、助けあう地域づくりが求められています。</p> <p>一方、担い手の人材確保が難しく、小地域ネットワークの活動が停滞している地域もあることから、福祉活動を推進する人材の掘り起しや育成を充実していく必要があります。</p>	<p>【盛り込む事項等】</p> <p>&lt;これまでの取組&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>第4期計画における取組</u></li> </ul> <p>&lt;今後の課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>地域福祉を支える担い手の減少</u></li> <li>・ <u>複雑・複合化した課題、制度の狭間のニーズ、社会的孤立への対応</u></li> <li>・ <u>地域の関係団体のさらなる連携強化</u></li> <li>・ <u>新型コロナウイルス感染症の影響(新しい「生活様式」を踏まえた対応)</u> など</li> </ul>
第3章 計画の基本的な考え方	1 基本理念	<p>・ 地域福祉推進のすがた</p> <p>高齢者や障害者、大人や子どもなど、地域で暮らすみんなが、等しく、地域社会を構成する一員として、いつまでも安心して、生きがいを持ちながら、健康で幸せに暮らすことのできる地域社会が求められています。第五次鹿児島市総合計画の基本目標別計画のひとつに「きめ細かな福祉の充実」を掲げており、住民をはじめとする地域社会に関わる人たちが、お互いに支えあうまちづくりを進めていく必要があります。そして、これに向かっの目標を</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;">「みんなでしあわせ みんながしあわせ 支えあうまち かがしま」 ※第1期(H16年度)～</p> <p>とし、地域に住むみんなで幸せなまちづくりを行い、みんなが生き生きと暮らしていける地域社会の実現を目指します。</p> <p>・ 地域福祉推進の理念</p> <p>第4期計画においては、次に掲げる3つの理念に基づき取組を進めていくものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>地域住民の自立と福祉サービスの充実による地域の福祉力の向上</u> ※第1期(H16年度)～</li> <li>● <u>人と人がつながり温もりに満ちた地域社会づくり</u> ※第3期(H24年度)～</li> <li>● <u>地域で築く協働と連携のまちづくり</u> ※第3期(H24年度)～</li> </ul>	<p>【体系の見直し(整理統合)】</p> <p>第4期計画：目標—基本理念—基本目標</p> <p>第5期計画：基本理念—基本目標</p> <p>【方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>社会情勢の変化や次期総合計画が策定されることを踏まえ、新たな基本理念を設定する</u></li> <li>・ 盛り込むキーワード(例)</li> <li>・ <u>支えあう(支えあい)、つながる(つながり)、地域共生社会の実現</u> など</li> </ul> <p>【参考】県や他都市の基本理念</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 誰もが役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティが育成され、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会の実現(県)</li> <li>・ みんなで支えあい 地域の力が育む 人にやさしいまち さがみはら(相模原市)</li> <li>・ みんなで創ろう だれもが人や社会とつながり 認め、支えあい自分らしくいきいきと暮らせる福祉の都市(まち)『にいがた』(新潟市)</li> <li>・ 地域の特性を生かした 地域共生のまちづくり(北九州市)</li> <li>・ だれもが「おたがいさま」で支え合う協働のまちづくり(熊本市)</li> </ul>
	2 基本目標	<p>I <u>福祉サービスの充実と利用促進</u> ※第4期(H29年度)～</p> <p>II <u>地域による福祉活動の推進</u> ※第3期(H24年度)～</p> <p>III <u>地域における福祉と関連分野との連携</u> ※第2期(H19年度)～</p> <p>IV <u>地域におけるバリアフリーの推進</u> ※第3期(H24年度)～</p>	<p>【方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>第4期計画をベースとする</u></li> </ul>
第4章 計画の体系 取組の方向、 施策の展開		第4期計画(P.8～P.35参照)	<p>【方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>第4期計画をベースとする</u></li> </ul> <p>【主な検討事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>地域福祉を支える担い手の確保に関すること</u></li> <li>・ <u>包括的な支援体制に関すること</u></li> <li>・ <u>地域の関係団体のさらなる連携強化</u></li> </ul>

章	項目	第4期計画	第5期計画(案)
第5章	成年後見制度利用促進基本計画	(なし)	(別途作成)
第6章	再犯防止推進計画	(なし)	(別途作成)
第7章	中央地区、谷山地区、伊敷地区、吉野地区、桜島地区、吉田地区、喜入地区、松元地区、郡山地区の取組方針等	第4期計画(P.39~P.94参照)	(各地区の福祉推進会議で別途協議)
第8章	1 計画の推進体制	<p>・地域福祉の推進 校区社会福祉協議会は、町内会等や地区民生委員児童委員協議会などで構成されており、地域における福祉活動の中心的な役割を担っています。現在、地域で活動している組織や団体と連携して、見守り活動やふれあい子育てサロン、ふれあい交流などを行う小地域ネットワークの活動を通して、住民に最も身近な助けあいに取り組んでいます。 また、ボランティアやNPOなどによるさまざまな地域福祉活動も生まれています。 そこで、校区社会福祉協議会をはじめとする地域で活動する個人や組織が、相互に連携して活動の情報を提供し、それぞれの活動を活性化させるとともに、小地域ネットワークにおける住民主体の活動団体同士の連携や行政との協働を図ることによって、地域における日常的な支えあいや福祉サービスの提供などが行える推進体制を整えます。 市は、地域での推進体制づくりを引き続き支援します。</p> <p>・地域福祉計画の推進体制 地域福祉計画の推進や進捗状況の把握を行うため、全市的な検討から地域における実践までの体制を整備します。 (1) 地域福祉計画推進委員会 全市的な計画の推進に関して、進行状況の確認及び推進のための方策の検討や計画の見直しなどを行います。 (2) 地域福祉計画地区福祉推進会議 本庁・支所単位の地区における特性を踏まえ、住民が主体となり行政との協働による地区での福祉の取組などを協議します。 地区での住民と行政の協働の在り方の提言や地区福祉計画の見直し、地域福祉計画推進委員会への提言を行います。 また、地域福祉ネットワークの取組への助言などを行います。 (3) 地域福祉ネットワーク 地域福祉館のほか、市社会福祉協議会の支部や類似施設を活用して、地域福祉ネットワークを充実させることにより、校区社会福祉協議会などが中心となる小地域ネットワークへの支援や地域のボランティア活動の活性化などを行います。 また、地域福祉館等を、地域福祉を推進するための拠点として位置づけます。 (4) 小地域ネットワーク 校区社会福祉協議会などが中心となり、地域住民の日常生活圏での課題の把握や解決、地域で活動している組織や団体等との連携による高齢者等の見守り、ごみ出し代行、子どもたちへの声かけなどの福祉活動を行います。</p>	<p>【方向性】 ・第4期計画をベースとする</p> <p>【主な検討事項】 ・成年後見制度利用促進基本計画及び再犯防止推進計画の推進体制</p>
		2 成果指標	(なし)

<第5期地域福祉計画の体系図>

